

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(vii) 緊急時対策所</p> <p><u>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p>	<p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p><u>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p><中略></p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>10.9.1.2 設計方針</p> <p><中略></p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【緊急時対策所】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(1) <u>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常（以下「1次冷却材喪失事故等」という。）が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>(3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>①緊急時対策所は、<u>重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまる</u>ことができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、②異常等に対処するために必要な指示を行うための要員を収容できる設計とする。</p>	<p><u>吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、<u>異常等に対処するために必要な指示を行うための要員を収容できる設計とする。</u></p>	<p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は、<u>②1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容する</u>ことができるとともに、それら関係要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するため必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、居住性を確保する。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）の①は内容を工事の計画の各々の項目で記載しているため、工事の計画では記載していない。</p> <p>工事の計画の②「1次冷却材喪失事故等」は、設置変更許可申請書（本文）の②「異常等」を含んでおり整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、③異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム及びS P D S表示装置を設置する設計とする。また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内T V会議システムを設置又は保管する設計とする。</p>	<p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム及びS P D S表示装置を設置する設計とする。また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内T V会議システムを設置又は保管する設計とする。</p>	<p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>b. 情報の把握 緊急時対策所において、③1次冷却材喪失事故等に対処するために必要な情報及び重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを中間建屋に設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所に設置する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を中間建屋に一式設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所に必要数量一式設置する。S P D S表示装置については、そのシステムを構成する一部の設備を中間建屋に設置する設計とする。 なお、安全パラメータ表示システム（S P D S）及びS P D S表示装置は、計測制御系統施設の計測装置及び通信連絡設備の設備で兼用する。安全パラメータ伝送システムは、計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で兼用する。</p> <p>c. 通信連絡 緊急時対策所には、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するため、①計測制御系統施設の通信連絡設備により、発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる。また、重大事故等が発生した場合においても、通信連絡設備により、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる。</p> <p style="text-align: right;"><中略></p>	<p>③工事の計画の③「1次冷却材喪失事故等」は、設置変更許可申請書（本文）の③「異常等」を含んでおり整合している。</p> <p>工事の計画の①「計測制御系統施設の通信連絡設備」の個別設備は、「計測制御系統施設_1_4_通信連絡設備」に具体的な設計内容を示していることから設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4 通信連絡設備</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>上記の連絡を行うために必要な警報装置として十分な数量の事故一斉放送装置及び多様性を確保した<u>通信設備（発電所内）</u>として十分な数量の<u>運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星電話、無線通話装置、トランシーバー</u>及び、<u>携行型通話装置</u>を設置又は保管する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる<u>通信設備（発電所外）</u>として、十分な数量の加入電話、携帯電話、<u>加入ファクシミリ、電力保安通信用電話設備、社内TV会議システム、衛星電話、無線通話装置、緊急時衛星通報システム</u>及び<u>統合原子力防災ネットワーク</u>に接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、①機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、②「ロ. (1)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ. (2)(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた場所に設置又は保管する設計とする。</p>	<p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」とび「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた場所に設置又は保管する設計とする。</p>	<p>【緊急時対策所】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(2) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 基準地震動に対する地震力に対し、①機能が損なわれるおそれがないようにするとともに、標高 6m に設置し、基準津波の影響を受けない設計とする。 b. 機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。 <p><中略></p> <p>(基本設計方針) 「共通項目」</p> <p>②緊急時対策所の共通項目のうち「1. 地盤等、2. 自然現象、3. 火災、5. 設備に対する要求 (5. 2 材料及び構造等、5. 3 使用中の亀裂等による破壊の防止、5. 4 耐圧試験等、5. 5 安全弁等、5. 6 逆止め弁、5. 7 内燃機関の設計条件、5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他 (6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>【緊急時対策所】</p> <p>(基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 居住性の確保 <p>緊急時対策所は、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するため必要な指示を行うための要員等を収容することができるとともに、それら関係要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。また、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>工事の計画の①「機能が損なわれるおそれがない」は、設置変更許可申請書（本文）の①「機能を喪失しない」より保守的であり整合している。</p> <p>工事の計画の②は、「原子炉冷却系統施設」に示していることから設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>	
<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p>	<p>工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」は P添1-M-70-1 を再掲。</p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、重大事故等に対処するための要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止できるよう、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>2. 換気装置、生体遮蔽装置</p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p><中略></p> <p>①緊急時対策所の身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を平常時より設ける設計とする。この区画では、サーベイメータ等を用いて出入管理を行い、汚染の持ち込みを防止する。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して平常時より設ける設計とする。これらの対応に必要な資機材の管理については、保安規定に定める。</p>	<p>工事の計画の①「出入管理」は、「放射線管理施設 2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性等」に具体的な設計内容を示していることから設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び可搬式モニタリングポストを使用する。</u></p>	<p><u>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するためには必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び可搬式モニタリングポストを使用する。</u></p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>また、<u>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、①適切な遮蔽設計及び換気設計を行い、居住性を確保する。</u></p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>緊急時対策所は、①放射線管理施設のうち、必要な遮蔽能力を有した①生体遮蔽装置、緊急時対策所内を正圧に加圧し放射性物質の侵入を低減又は防止する①換気設備並びに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する①放射線管理用計測装置により、居住性を確保できる。</p> <p>また、1次冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できるよう、可搬型の<u>酸素濃度計</u>及び<u>二酸化炭素濃度計</u>を、使用する1個と故障時及び保守点検のバックアップ用として2個を含めて合計3個保管する。</p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1. 2 エリアモニタリング設備</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける<u>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</u>及び<u>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</u>は、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については運用を定める。</p>		<p>工事の計画の①「適切な遮蔽設計及び換気設計」及び「生体遮蔽装置」、「換気設備」、「放射線管理用計測装置」の個別設備について、「放射線管理施設 1. 1. 2 エリアモニタリング設備、1. 1. 4 移動式周辺モニタリング設備及び2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性等」に具体的な設計内容を示していることから設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</u></p>	<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p>	<p>1. 1. 4 移動式周辺モニタリング設備 ＜中略＞</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所海側や緊急時対策所側等に発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位に<u>可搬式モニタリングポスト</u>を設け、測定結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。また、指示値は、無線（衛星系回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>2. 換気装置、生体遮蔽装置</p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護 ＜中略＞</p> <p>重大事故等時において、緊急時対策所の<u>居住性</u>を確保するための設備として、<u>緊急時対策所換気設備及び緊急時対策所遮蔽を設ける。</u></p> <p>＜中略＞</p> <p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保 ＜中略＞</p> <p>①重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価により、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>工事の計画の①は文書構成の違いによるものであるため設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所遮蔽は、①重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準②である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準①である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p>	<p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略></p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を満足する設計とする。 <中略></p> <p>2. 1 中央制御室、緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 <中略></p> <p>緊急時対策所換気設備は、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するとともに、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準を満足する設計とする。 <中略></p> <p>2. 2 換気設備 <中略></p> <p>緊急時対策所換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する。 <中略></p>	<p>設置変更許可申請書（本文）の①は、文章構成の違いによるものであるため設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）の②は、工事の計画の「緊急時対策所_1_1_(3)_a_ 居住性の確保」に示していることから、設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び可搬式モニタリングポストを保管する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び可搬式モニタリングポストを保管する設計とする。</p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>緊急時対策所は、①放射線管理施設のうち、必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所内を正圧に加圧し放射性物質の侵入を低減又は防止する換気設備並びに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する①放射線管理用計測装置により、居住性を確保できる。</p> <p>また、1次冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できるよう、可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を、使用する1個と故障時及び保守点検のバックアップ用として2個を含めて合計3個保管する。</p> <p>【放射線管理施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1. 2 エリアモニタリング設備</p> <p><中略></p> <p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所海側や緊急時対策所側等に発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位に可搬式モニタリングポストを設け、測定結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。また、指示値は、無線（衛星系回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）の①は、工事の計画の「緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ-74を再掲。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p> <p>工事の計画の①「放射線管理用計測装置」の個別設備は、「放射線管理施設1. 1. 2 エリアモニタリング設備」に具体的な設計内容を示していることから設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p> <p>工事の計画の「1. 1. 4 移動式周辺モニタリング設備」はP添1-ヌ-75を再掲。</p>	<p>工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ-74を再掲。</p> <p>工事の計画の基本設計方針「1. 1. 2 エリアモニタリング設備」はP添1-ヌ-74を再掲。</p> <p>工事の計画の基本設計方針「1. 1. 4 移動式周辺モニタリング設備」はP添1-ヌ-75を再掲。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム及びS P D S表示装置を設置する設計とする。</p> <p>①原子炉補助建屋に設置する安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム及びS P D S表示装置を設置する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋に設置する安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>b. 情報の把握 緊急時対策所において、1次冷却材喪失事故等に対処するために必要な情報及び重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを中間建屋に設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所に設置する。</p> <p><中略></p> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外） <中略> 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を構成する一部の設備、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムの電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>b. 情報の把握 <中略> 情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを①中間建屋に設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所に設置する。</p>		<p>工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ-70-2を再掲。</p> <p>①工事の計画の「中間建屋」は、設置変更許可申請書（本文）の「原子炉補助建屋」に含まれており、整</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から②中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体及びその他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</u></p> <p><u>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体及びその他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</u></p> <p><u>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u></p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>c. 通信連絡</p> <p><u>緊急時対策所には、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するため、①計測制御系統施設の通信連絡設備により、発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる。また、重大事故等が発生した場合においても、通信連絡設備により、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる。</u></p> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、②中央制御室等から人が立ち入る可能性がある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる警報装置及び音声等により行うことができる通信設備（発電所内）並びに緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>上記の連絡を行うために必要な警報装置として十分な数量の事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として十分な数量の運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星電話、無線通話装置、トランシーバー及び、携行型通話装置を設置又は保管する。</p> <p style="text-align: right;"><中略></p> <p>警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー及び携行型通話装置を中央制御室、制御建屋、中間建屋又は緊急時対策所に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p>	<p>合している。</p> <p>工事の計画の①「計測制御系統施設の通信連絡設備」の個別設備は、「計測制御系統施設_1. 4. 通信連絡設備」に具体的な設計内容を示していることから設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p> <p>②工事の計画の②は通信連絡をする必要のある場所について具体的に示しており、設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>	<p>工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ-70-2を再掲。</p> <p>工事の計画の基本設計方針「1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内）」はP添1-ヌ-71を再掲。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p style="text-align: center;"><中略></p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の<u>原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等</u>の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の加入電話、携帯電話、加入ファクシミリ、電力保安通信用電話設備、社内TV会議システム、衛星電話、無線通話装置、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を中央制御室、補助建屋、中間建屋及び緊急時対策所に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p> <p style="text-align: center;"><中略></p>		工事の計画の基本設計方針「1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）」はP添1-ヌ-71を再掲。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</u></p> <p><u>全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。</u></p> <p><u>代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて①3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</u></p> <p><u>全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。</u></p> <p><u>代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p>	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等</p> <p>(2) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め以下の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>c. 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能な設計とし、代替電源設備からの給電を可能とするよう、希ガス等の放射性物質の放出時に緊急時対策所の外側で操作及び作業を行わないことを考慮しても1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する電源車（緊急時対策所用）を予備も含めて設けることで、多重性を確保する。</p>		<p>工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ-72を再掲。</p> <p>①設置許可申請書（本文）の①「3台」は、後段の要目表（電源車（緊急時対策所用））に示していることから設置許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>
		<p>【非常用電源設備】 (基本設計方針)</p> <p>2. 4. 1 電源車（緊急時対策所用）</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策所電源車切替盤（440V、289A以上のものを1個）、緊急時対策所コントロールセンタ（440V、600Aのものを1個）及び緊急時対策所100V主分電盤（100V、403A以上のものを1個）を経由して緊急時対策所（緊急時対策所非常用空気浄化ファン、SPDS表示装置、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を含む。）へ給電できる設計とする。</p>		<p>工事の計画の基本設計方針「2. 4. 1 電源車（緊急時対策所用）」はP添1-ヌ-29を再掲。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>緊急時対策所遮蔽は、「チ.(1)(iii)遮蔽設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、「チ.(1)(iv)換気設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、「チ.(1)(i)放射線監視設備」に記載する。</p> <p>可搬式モニタリングポストは、「チ.(2)屋外管理用の主要な設備の種類」に記載する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に記載する。</p>			<p>設置変更許可申請書（本文）「チ.(1)(iii)遮蔽設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）「チ.(1)(iv)換気設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）「チ.(1)(i)放射線監視設備」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）「チ.(2)屋外管理用の主要な設備の種類」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文）「ヌ.(2)(iv)代替電源設備」に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																
<p><u>運転指令設備</u> (①「緊急時対策所」及び②「通信連絡設備」と兼用) 一式</p> <p><u>電力保安通信用電話設備</u> (①「緊急時対策所」及び②「通信連絡設備」と兼用) 一式</p> <p><u>加入電話</u> (①「緊急時対策所」及び②「通信連絡設備」と兼用) 一式</p> <p><u>加入ファクシミリ</u> (①「緊急時対策所」及び②「通信連絡設備」と兼用) 一式</p> <p><u>無線通話装置</u> (①「緊急時対策所」及び②「通信連絡設備」と兼用) 一式</p> <p><u>社内T V会議システム</u> (①「緊急時対策所」及び②「通信連絡設備」と兼用) 一式</p>	<p>第 10.9.1.1 表 緊急時対策所の設備仕様 (3) 通信連絡設備</p> <table> <tbody> <tr> <td>設備名</td> <td>衛星電話（固定）</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>衛星電話（携帯）</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>衛星電話（可搬）</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td><u>運転指令設備</u></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td><u>電力保安通信用電話設備</u></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td><u>加入電話</u></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td><u>加入ファクシミリ</u></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td><u>無線通話装置</u></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td><u>社内T V会議システム</u></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	衛星電話（固定）	個数	一式	設備名	衛星電話（携帯）	個数	一式	設備名	衛星電話（可搬）	個数	一式	設備名	緊急時衛星通報システム	個数	一式	設備名	携行型通話装置	個数	一式	設備名	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	個数	一式	設備名	<u>運転指令設備</u>	個数	一式	設備名	<u>電力保安通信用電話設備</u>	個数	一式	設備名	<u>加入電話</u>	個数	一式	設備名	<u>加入ファクシミリ</u>	個数	一式	設備名	<u>無線通話装置</u>	個数	一式	設備名	<u>社内T V会議システム</u>	個数	一式	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>2. 主要対象設備 緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p> <p>1. 緊急時対策所 1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。 c. 通信連絡 緊急時対策所には、1次冷却材喪失事故等が発生した場合において、当該事故等に対処するため、計測制御系統施設の通信連絡設備により、発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる。また、重大事故等が発生した場合においても、通信連絡設備により、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる。</p> <p>①緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、<u>運転指令設備</u>、<u>電力保安通信用電話設備</u>、<u>加入電話</u>、<u>加入ファクシミリ</u>、<u>無線通話装置</u>及び<u>社内T V会議システム</u>を設置又は保管する。</p> <p>なお、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、<u>運転指令設備</u>、<u>電力保安通信用電話設備</u>、<u>加入電話</u>、<u>加入ファクシミリ</u>、<u>無線通話装置</u>及び<u>社内T V会議システム</u>については②計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で兼用する。</p> <p style="text-align: right;"><中略></p> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 計測制御系統施設 1. 4 通信連絡設備 1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内） 運転指令設備、<u>電力保安通信用電話設備</u>、衛星電話、<u>無線通話装置</u>及び携行型通話装置は、①緊急時対策所の設備で兼用する。</p> <p style="text-align: right;"><中略></p>	<p>工事の計画では設置変更許可申請書（本文）の①を「緊急時対策所」に、②を「計測制御系統施設」に整理しております。</p> <p>工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ79を再掲。</p>	
設備名	衛星電話（固定）																																																			
個数	一式																																																			
設備名	衛星電話（携帯）																																																			
個数	一式																																																			
設備名	衛星電話（可搬）																																																			
個数	一式																																																			
設備名	緊急時衛星通報システム																																																			
個数	一式																																																			
設備名	携行型通話装置																																																			
個数	一式																																																			
設備名	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備																																																			
個数	一式																																																			
設備名	<u>運転指令設備</u>																																																			
個数	一式																																																			
設備名	<u>電力保安通信用電話設備</u>																																																			
個数	一式																																																			
設備名	<u>加入電話</u>																																																			
個数	一式																																																			
設備名	<u>加入ファクシミリ</u>																																																			
個数	一式																																																			
設備名	<u>無線通話装置</u>																																																			
個数	一式																																																			
設備名	<u>社内T V会議システム</u>																																																			
個数	一式																																																			

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p><中略></p> <p>加入電話、<u>加入ファクシミリ</u>、<u>社内ＴＶ会議システム</u>、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び安全パラメータ伝送システムは、①緊急時対策所の設備で兼用する。</p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>【常設重大事故等対処設備】</p> <p>①緊急時対策所情報収集設備 安全パラメータ表示システム（S P D S）</p> <p>③「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用。 一式 安全パラメータ伝送システム ③「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用。 一式 S P D S 表示装置 ③「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用。 一式 衛星電話（固定） ③「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用。 一式 緊急時衛星通報システム ③「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用。 一式 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ③「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用。 一式 安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、S P D S 表示装置、衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、 ②設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p>	<p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>＜中略＞</p> <p>これらの具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット ・空気供給装置 ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ ・可搬式モニタリングポスト（8.1 放射線管理設備） ・安全パラメータ表示システム（S P D S） ・安全パラメータ伝送システム ・S P D S 表示装置 ・空冷式非常用発電装置（10.2 代替電源設備） ・可搬式オイルポンプ（10.2 代替電源設備） ・衛星電話（10.12 通信連絡設備） ・緊急時衛星通報システム（10.12 通信連絡設備） ・携行型通話装置（10.12 通信連絡設備） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（10.12 通信連絡設備） ・電源車（緊急時対策所用） ・燃料油貯蔵タンク（10.2 代替電源設備） ・タンクローリー（10.2 代替電源設備） ・燃料油移送ポンプ（10.2 代替電源設備） 	<p>【緊急時対策所】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等</p> <p>（3）緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>緊急時対策所において、②1次冷却材喪失事故等に対処するために必要な情報及び重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p> <p>情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを中間建屋に設置し、S P D S 表示装置を緊急時対策所に設置する。</p> <p>また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を中間建屋に一式設置し、S P D S 表示装置を緊急時対策所に必要数量一式設置する。S P D S 表示装置については、そのシステムを構成する一部の設備を中間建屋に設置する設計とする。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（S P D S）及びS P D S 表示装置は、計測制御系統施設の計測装置及び通信連絡設備の設備で兼用する。安全パラメータ伝送システムは、③計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で兼用する。</p> <p>c. 通信連絡</p> <p>＜中略＞</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内T V会議システムを設置又は保管する。なお、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内T V会議システムについては、③計測制御系統施設の通信連絡設備の設備で兼用する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）の①「緊急時対策所情報収集設備」は工事の計画の①「情報収集設備」と同一設備を示す、同義であるため設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p> <p>工事の計画の②「1次冷却材喪失事故等」は設置変更許可申請書（本文）の②「設計基準事故時」を含んでおり整合している。</p> <p>③設置変更許可申請書（本文）の③「安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、S P D S 表示装置、衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備」は、工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「通信連絡設備」に整理して、兼用としているため、設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>	<p>工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ-70-2、78を再掲。</p> <p>工事の計画の②「1次冷却材喪失事故等」は設置変更許可申請書（本文）の②「設計基準事故時」を含んでおり整合している。</p> <p>③設置変更許可申請書（本文）の③「安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、S P D S 表示装置、衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備」は、工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「通信連絡設備」に整理して、兼用としているため、設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内） <中略></p> <p>③安全パラメータ表示システム（S P D S）及びS P D S表示装置は、計測制御系統施設の計測装置及び緊急時対策所の設備で兼用する。 <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー及び携行型通話装置を中央制御室、制御建屋、中間建屋又は緊急時対策所に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を中間建屋に一式設置し、S P D S表示装置を緊急時対策所に必要な数量設置する。S P D S表示装置については、そのシステムを構成する一部の設備を中間建屋に設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外） <中略></p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）及び安全パラメータ伝送システムを中間建屋に一式設置する。 <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を中央制御室、補助建屋、中間建屋及び緊急時対策所に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p>		工事の計画の基本設計方針「1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）」はP添1-ヌ-80を再掲。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
[可搬型重大事故等対処設備] 酸素濃度計 個数 1(予備2) 二酸化炭素濃度計 個数 1(予備2)	第 10.9.1.1 表 緊急時対策所の設備仕様 (4) 酸素濃度計 個数 1(予備2) 測定範囲 0~25% (5) 二酸化炭素濃度計 個数 1(予備2) 測定範囲 0~1%	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p><中略></p> <p>緊急時対策所は、放射線管理施設のうち、必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所内を正圧に加圧し放射性物質の侵入を低減又は防止する換気設備並びに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する放射線管理用計測装置により、居住性を確保できる。</p> <p>また、1次冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できるよう、可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を、使用する1個と故障時及び保守点検のバックアップ用として2個を含めて合計3個保管する。</p> <p><中略></p>		工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ-77を再掲。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																
<p><u>衛星電話（携帯）</u> ③〔「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用〕 一式</p> <p><u>衛星電話（可搬）</u> ③〔「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用〕 一式</p> <p><u>携行型通話装置</u> ③〔「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用〕 一式</p>	<p>(3) 通信連絡設備</p> <table> <tbody> <tr> <td>設備名</td> <td>衛星電話（固定）</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td><u>衛星電話（携帯）</u></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td><u>衛星電話（可搬）</u></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td><u>携行型通話装置</u></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>運転指令設備</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>加入電話</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>加入ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>無線通話装置</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設備名</td> <td>社内TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	衛星電話（固定）	個数	一式	設備名	<u>衛星電話（携帯）</u>	個数	一式	設備名	<u>衛星電話（可搬）</u>	個数	一式	設備名	緊急時衛星通報システム	個数	一式	設備名	<u>携行型通話装置</u>	個数	一式	設備名	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	個数	一式	設備名	運転指令設備	個数	一式	設備名	電力保安通信用電話設備	個数	一式	設備名	加入電話	個数	一式	設備名	加入ファクシミリ	個数	一式	設備名	無線通話装置	個数	一式	設備名	社内TV会議システム	個数	一式	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>c. 通信連絡 <中略></p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話（固定）、<u>衛星電話（携帯）</u>、<u>衛星電話（可搬）</u>、緊急時衛星通報システム、<u>携行型通話装置</u>、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV会議システムを設置又は保管する。</p> <p><中略></p> <p>【計測制御系統施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内） <中略></p> <p>上記の連絡を行うために必要な警報装置として十分な数量の事故一斉放送装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として十分な数量の運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星電話、無線通話装置、トランシーバー及び、<u>携行型通話装置</u>を設置又は保管する。</p> <p><中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話（固定）、<u>衛星電話（携帯）</u>、トランシーバー及び<u>携行型通話装置</u>を中央制御室、制御建屋、中間建屋又は緊急時対策所に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p> <p>1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外） <中略></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話（固定）、<u>衛星電話（携帯）</u>、<u>衛星電話（可搬）</u>、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を中央制御室、補助建屋、中間建屋及び緊急時対策所に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p><中略></p>	<p>③設置変更許可申請書（本文）の③「衛星電話（携帯）」、「衛星電話（可搬）」、「携行型通話装置」は、P添1-ヌ-79を再掲。</p> <p>工事の計画の主たる登録として「計測制御系統施設」のうち「通信連絡設備」に整理し、兼用としているため、設置変更許可申請書（本文）と工事の計画は整合している。</p>	<p>工事の計画の基本設計方針「1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内）」はP添1-ヌ-79を再掲。</p> <p>工事の計画の基本設計方針「1. 4. 1 通信連絡設備（発電所内）」はP添1-ヌ-86を再掲。</p> <p>工事の計画の基本設計方針「1. 4. 2 通信連絡設備（発電所外）」はP添1-ヌ-86を再掲。</p>
設備名	衛星電話（固定）																																																			
個数	一式																																																			
設備名	<u>衛星電話（携帯）</u>																																																			
個数	一式																																																			
設備名	<u>衛星電話（可搬）</u>																																																			
個数	一式																																																			
設備名	緊急時衛星通報システム																																																			
個数	一式																																																			
設備名	<u>携行型通話装置</u>																																																			
個数	一式																																																			
設備名	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備																																																			
個数	一式																																																			
設備名	運転指令設備																																																			
個数	一式																																																			
設備名	電力保安通信用電話設備																																																			
個数	一式																																																			
設備名	加入電話																																																			
個数	一式																																																			
設備名	加入ファクシミリ																																																			
個数	一式																																																			
設備名	無線通話装置																																																			
個数	一式																																																			
設備名	社内TV会議システム																																																			
個数	一式																																																			

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																											
<p>電源車（緊急時対策所用）</p> <p>台数 2（予備1）</p> <p>容量 約 220kVA（1台当たり）</p>	<p>【非常用電源設備】</p> <p>（要目表）</p> <p>2 非常用発電装置</p> <p>（5）発電機</p> <p>イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所</p> <p>・可搬型</p> <p>（電源車（緊急時対策所用））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">主要寸法</td> <td>名 称</td> <td colspan="2">電源車（緊急時対策所用）</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>一</td> <td>回転界 磁形同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>た て</td> <td>mm</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>8,880 (往)</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>2,310 (往)</td> </tr> <tr> <td>車両全長</td> <td>mm</td> <td>3,122 (往)</td> </tr> <tr> <td>車両全幅</td> <td>mm</td> <td>80 (遅れ)</td> </tr> <tr> <td>車両高さ</td> <td>mm</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>力 率</td> <td>%</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>電 圧</td> <td>V</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>相</td> <td>—</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>周 波 数</td> <td>Hz</td> <td>星形</td> </tr> <tr> <td>回 転 速 度</td> <td>rpm</td> <td>自由通風形</td> </tr> <tr> <td>結 線 方 法</td> <td>—</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>冷 却 方 法</td> <td>—</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）公称値</p>			変更前	変更後	主要寸法	名 称	電源車（緊急時対策所用）		種 類	一	回転界 磁形同期発電機	容 量	kVA/個	220	た て	mm	[REDACTED]	横	mm	8,880 (往)	高 さ	mm	2,310 (往)	車両全長	mm	3,122 (往)	車両全幅	mm	80 (遅れ)	車両高さ	mm	440	力 率	%	3	電 圧	V	60	相	—	1,800	周 波 数	Hz	星形	回 転 速 度	rpm	自由通風形	結 線 方 法	—	2 (予備1)	冷 却 方 法	—	[REDACTED]	個 数	—		取 付 箇 所	—				
		変更前	変更後																																																												
主要寸法	名 称	電源車（緊急時対策所用）																																																													
	種 類	一	回転界 磁形同期発電機																																																												
	容 量	kVA/個	220																																																												
	た て	mm	[REDACTED]																																																												
	横	mm	8,880 (往)																																																												
	高 さ	mm	2,310 (往)																																																												
	車両全長	mm	3,122 (往)																																																												
	車両全幅	mm	80 (遅れ)																																																												
	車両高さ	mm	440																																																												
	力 率	%	3																																																												
電 圧	V	60																																																													
相	—	1,800																																																													
周 波 数	Hz	星形																																																													
回 転 速 度	rpm	自由通風形																																																													
結 線 方 法	—	2 (予備1)																																																													
冷 却 方 法	—	[REDACTED]																																																													
個 数	—																																																														
取 付 箇 所	—																																																														

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び携行型通話装置は、①設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。	<p>【緊急時対策所】 (基本設計方針)</p> <p>1. 1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所は、以下の措置又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保 ＜中略＞ 緊急時対策所は、放射線管理施設のうち、必要な遮蔽能力を有した生体遮蔽装置、緊急時対策所内を正圧に加圧し放射性物質の侵入を低減又は防止する換気設備並びに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する放射線管理用計測装置により、居住性を確保できる。 また、①<u>1次冷却材喪失事故等あるいは重大事故等が発生した場合において</u>、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握できるよう、可搬型の<u>酸素濃度計</u>及び<u>二酸化炭素濃度計</u>を、<u>使用する</u>1個と故障時及び保守点検のバックアップ用として2個を含めて合計3個保管する。 ＜中略＞</p> <p>c. 通信連絡 緊急時対策所には、①<u>1次冷却材喪失事故等が発生した場合において</u>、当該事故等に対処するため、計測制御系統施設の通信連絡設備により、発電所内の関係要員への指示を行うために必要な通信連絡及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる。また、<u>重大事故等が発生した場合においても</u>、通信連絡設備により、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる。 緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内T V会議システムを設置又は保管する。</p> <p>＜中略＞</p>	工事の計画の①「1次冷却材喪失事故等」は、設置変更許可申請書（本文）の①「設計基準事故時」を含んでおり整合している。	工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ-87を再掲。	工事の計画の基本設計方針「1. 1 緊急時対策所の設置等」はP添1-ヌ-83、88を再掲。